

尼崎市監査公表第9号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年9月16日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	眞	田	泰	秀
同	林		久	博

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	尼崎ユースコンソーシアム
2 措置を講じた局又は団体	こども青少年局・尼崎ユースコンソーシアム
3 監査結果報告日	令和4年3月25日
4 措置通知日	令和4年9月13日
5 監査結果の内容	<p><u>施設管理・防火体制の構築について</u></p> <p>あまがさき・ひと咲きプラザ（以下「プラザ」という。）は、令和元年度に学びと育ちの支援拠点として整備され、いくしあ、教育総合センターなど市長部局や教育委員会の関係機関のほか、こども家庭センター、少年サポートセンターといった兵庫県の組織や看護専門学校など様々な関係機関が敷地内に集約されている。ユース交流センター（以下「センター」という。）も令和元年10月にプラザ内に設置され、子どもや若者の成長を支える拠点施設として指定管理者が管理運営を行っている。一方、センターを含むプラザ全体の管理は、現地責任者（各施設所管組織及び指定管理者）と庁舎管理課が分担して管理を行い、現地責任者は、それぞれの施設に係る日常的な管理運営（施設利用者への対応等）や即時的な対応（防火・防災管理業務等）を、庁舎管理課は、本庁から遠隔でプラザ内の施設全体を包括的に管理している。</p> <p>センターの防火体制は、尼崎市長（所管組織はこども青少年課）がセンターの管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）として、指定管理者がセンターの防火管理者として、それぞれ消防法等で定められる責務を負っているが、センターの消防訓練の実施状況等を調査したところ、法令等の定めを遵守していない事例が散見されるなど管理権限者及び防火管理者としての責任が果たされておらず、青少年等が集う施設としての安全・安心が確保されていなかった。また、施設の管理・安全について、施設所管組織・指定管理者共にプラザ全体の管理を包括的に担う庁舎管理課との区別の理解が曖昧で、その結果、消防計画の一部が管理実態と一致していないなどの問題が見られた。</p> <p>(1) 消防訓練</p> <p>指定管理者は、消防訓練を年2回以上行わなければならないが、令和元年度は消火・避難・通報を含む総合的な消防訓練をプラザ全体で1回のみ実施、2年度は雨天のため実施していなかった。</p> <p>また、施設所管組織は指導・是正を行っていなかったことに加え、モニタリング評価における指定管理者の危機管理について「適正」と不適切な評価をしており、管理権原者としての役割を果たしていなかった。</p> <p>(2) 消防用設備等の法定点検</p> <p>消防用設備等の法定点検及び指摘された不良箇所の修繕は庁舎管理課が担っており、指定管理者は、点検の実施日時・内容の通知及び不良箇所があった場合にはその内容と修繕予定を把握しているが、不良箇所がなかった場合の点検結果は把握していなかった。</p> <p>(3) 避難経路図</p> <p>指定管理者は、防火管理者として、消防用設備等の配置図及び避難経路図を見やすい場所に掲出する必要があるにも関わらず、施設利用者に見える場所に掲出していなかった。</p> <p>(4) 防火管理業務に関する書類の保管</p> <p>建物や消防用設備等の概要を記載した防火管理維持台帳や、法定点検の結果、工事・</p>

整備の経過一覧表等を防火管理者が一括して保管する必要があるにも関わらず、法定点検や工事・整備の関係書類は庁舎管理課で保管されており、防火管理者である指定管理者は施設全体の状況が把握できない状況になっていた。

(5) 施設の利用状況の把握等

センターには市が事務所や倉庫等として公用利用しているスペースも存在するが、施設所管組織はその状況について指定管理者に書面等で明確に示しておらず、指定管理者は施設全体の利用状況を十分に把握できない状況になっていた。

さらに、年度協定書の仕様書において指定管理事業として「建物や設備に付随する消耗品（蛍光灯等）の点検、補充及び取替を行うこと」が定められているが、当該業務は庁舎管理課が所管する業務委託に含まれており、業務が重複していた。

<措置を求める事項>

ユース交流センターは大半が10代の青少年かつ不特定多数の方が利用する施設であることから、有事に被害を最小限に止められるよう、防火体制の構築は特に注意深く取り組まなければならないところであり、今回の事例は厳に戒めるべき事態と言わざるを得ない。

施設所管組織及び指定管理者においては、施設管理や安全確保にかかる役割と責任を十分に共有するとともに、それぞれが主体性を持って、適切な施設管理及び防火体制の構築に努められるよう強く求める。

6 措置の内容

ユース交流センター指定管理者と施設所管課であることも青少年課は、青少年等が集う公共施設としての安心・安全が確保されていなかったことを重く受け止め、施設利用者、職員の安全を守るために適切な管理に努めるとともに、施設管理と防火体制の構築に向けて、次のとおり措置を行った。

(1) 消防訓練

令和3年度は、令和4年1月25日に部分訓練（通報・消火・避難）を、3月1日に総合訓練をそれぞれ実施した。また、令和3年度指定管理者制度モニタリング評価にあっても、年度内に防災対策が適切に行われていなかった時期があったことから、危機管理に係る評価項目を「改善要」とするなど実態に応じた評価を行うとともに、今後は市と指定管理者双方が法令を遵守し、消防計画に基づいた適切な消防訓練の実施を徹底することとした。

(2) 消防用設備等の法定点検

消防用設備等の法定点検結果については、原本2部を庁舎管理課と防火管理者である指定管理者がそれぞれ1部ずつ保管するよう改め、指定管理者が常に点検結果を把握できるよう改善した。

(3) 避難経路図

あまぼーと、アマブラリ各棟のエレベーター前、通路、非常扉前など複数箇所に消防用設備等の配置と避難経路を明示した図面を掲出し、施設利用者への周知を図った。

(4) 防火管理業務に関する書類の保管

防火管理維持台帳や法定点検結果等関係書類を指定管理者が保管するよう改めた。

(5) 施設の利用状況の把握等

指定管理者との間で施設の管理範囲を定める覚書を締結し、指定管理者が管理を行う範囲を図面で明示することにより、管理業務の範囲の明確化と理解の共有を図った。また、これまで指定管理業務としていた「建物や設備に付随する消耗品（蛍光灯等）の点検、補充及び取替」については、庁舎管理課の業務と重複しており、令和4年度の仕様書から削除した。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（監査事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局又は団体が記載する。）